

令和8年3月11日

四万十町議会議長 緒方 正綱 様

産業建設常任委員長 山本 大輔



委員会審査報告書

本委員会に付託をされた議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案番号	議 案 名	審 査 の 結 果
議案第17号	第2次四万十町住生活基本計画の策定について	原案可決 (全会一致)

□産業建設常任委員会

令和8年第1回定例会 委員会審査経過報告書

審査日：令和8年3月5日（木）

議案第17号（令和8年3月4日付託）

（1）件 名 第2次四万十町住生活基本計画の策定について

（2）説明者 建設課 課長 下元敏博 副課長 橋本剛臣 主査 林千紘

（3）要旨

本町では、住生活基本計画（全国計画）を踏まえ、平成24年3月に四万十町住生活基本計画を策定し、平成31年3月の改定を経て、住生活の安定確保と質の向上に関する施策が推進されてきた。

本計画は、四万十町住生活基本計画の計画期間が満了することに伴い、新たに第2次四万十町住生活基本計画が策定されるもの。

（4）主な改定内容

- ①転入促進から転出抑制へと視点を拡大する「安定した居住継続への支援」
- ②事前復興の観点を導入する「地域の安全力の強化」、国の2050年カーボンニュートラル達成目標と連動する「住宅の快適性・環境性能の向上」
- ③空き家への対策から発生防止・着実な活用へと転ずる「既存住宅ストックの有効活用」
- ④法改正に基づき福祉政策との連携を進める「住宅確保要配慮者の安定した居住の確保」
- ⑤地域の住宅事業者の活性化を図る「地域資源を活かした持続可能な住宅市場の確立」

（5）審査意見

- 空き家の再生・活用・除却を一体的に推進するにあたり、家財道具が残存する空き家や倒壊の恐れがある空き家など、個々の状況に応じた適切な対応・管理を行うとともに、更なる体制整備を図ることを求める。
- 基礎構造が旧基準で、老朽化のため現行基準に基づく耐震補強が困難な町営住宅等については適正な管理を求める。
- 本計画は関係課を横断するものであることから、運用に際しては、連携体制の確保を含め、万全を期した対応を求める。

(6) 審査結果

産業建設常任委員会に付託された「第2次四万十町住生活基本計画の策定について」は全会一致で可決となった。